

## 第1章 総則

### （機関の理念及び目的）

第1条 公益社団法人国際日本語普及協会（AJALT）は、主として外国人を対象とする日本語教育を行い、言語・文化の異なる世界の人々との相互理解を深め、交流を促進するとともに日本理解の推進に寄与する。本機関はこの理念にもとづいて事業を行う。

2 1項の基本理念に則り、本課程の学習者がそれぞれの職場においてより良い人間関係を構築し、職務を果たす力を身につけるための教育を行う。

### （機関の名称）

第2条 本機関を、公益社団法人国際日本語普及協会（AJALT）と称する。

2 本機関の英文名称は、Association for Japanese for Language-Teaching（略称 AJALT）とする。

### （組織）

第3条 本機関には、就労日本語教育課程を実施する日本語授業部を置く。

### （主たる事務所の所在地）

第4条 本機関の主たる事務所は、東京都港区虎ノ門三丁目25番2号に置く。

## 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

### （実施期間）

第5条 就労日本語教育課程並びにその評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

2 但し、就労日本語教育課程の各プログラムの目的、目標、当該学習者、企業や関係政府機関の事情に応じて、上記周期内で、プログラムごとに実施期間を定めることができる。

### （授業日数及び休日）

第6条 本機関が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日

(3) 年末年始休業日 12月29日から翌年1月3日まで

3 第2項に定める休業日のほか、理事長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 就労日本語教育課程

(就労日本語教育課程)

第7条 本機関には、日本語授業部に、以下の表の通り就労日本語教育課程を置き、学習期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）」の尺度で示された日本語能力をいう）、収容定員数、授業科目及び授業時数は以下の表に掲載の通りとする。

2 但し、外交官プログラムについては、依頼元の政府機関及び学習者の日本語習得の目標、就業時間との関連、また予算等の条件に対応して、学習期間、授業科目、授業時数を調整する場合がある。

部	就労日本語教育課程	学習期間	日本語能力	収容定員	授業科目	授業時数
日本語授業部 JBP 担当※	<b>Japanese for Busy People クラス</b>					
	JBP1 (入門)	15週	A1	6	Speaking	45
					Listening	7.5
					Reading and Writing	7.5
	JBP2 (基礎①)	30週	A2.1	6	Speaking	90
					Listening	15
					Reading and Writing	15
	JBP2 (基礎②)	30週	A2.2	6	Speaking	90
					Listening	15
					Reading and Writing	15
	Biz Tasks in Japanese 1 (実務準備①)	22.5週	B1.1	6	ビジネスコミュニケーション	67.5
					漢字・語彙	22.5
	Biz Tasks in Japanese 2 (実務準備②)	15週	B1.2	6	ビジネスコミュニケーション	45
					漢字・語彙	15

※JBP=Japanese for Busy People

部	就労日本語教育課程	学習 期間	日本語 能力	収容 定員	授業科目	授業 時数
日本語授業部 外交官プログラム担当	<b>外交官プログラム</b>					
	外交官 A (入門)	9 週	A1	1	基礎文法・語彙	90
					外交官のコミュニケーション	45
					情報収集 (聴解)	18
					タスク	4.5
					文字・語彙	22.5
	外交官 B (基礎)	16 週	A2	1	基礎文法・語彙	120
					情報収集 (読解)	24
					外交官のコミュニケーション	64
					情報収集 (聴解)	24
					タスク	48
					文字・語彙	40
	外交官 C 外交官 D (実務準備)	16 週	B1	1	文法	32
					情報収集 (読解)	80
					外交官のコミュニケーション	80
					情報収集 (聴解)	32
					タスク	56
					文字・語彙	40
	外交官 E 外交官 F (実務①)	24 週	B2	1	文法	48
					情報収集 (読解)	120
					交渉・ディスカッション	120
					情報収集 (聴解)	60
					タスク	72
					文字・語彙	60
	外交官 G 外交官 H (実務②)	18 週	C1	1	情報収集 (読解)	126
					交渉・ディスカッション	126
					情報収集 (聴解)	45
					タスク	36
文字・語彙					27	

(教育の提供方法)

第8条 本機関は、学習者、企業、関係政府機関その他の関係者より、就労上の日本語学習の目的・目標の聴き取りを行い、これに基づいて適切な日本語教育を提供する。

2 Japanese for Busy People クラスでは、予め定められたプログラム内容、学習期間、授業科目、授業時数の枠組みにおいて、日本語教育を提供する。

3 外交官プログラムにおいては、各現場で求められる日本語能力を養成するために、就労日本語教育課程を構成する授業科目の全部または一部を組み合わせで編成し、提供する。

第9条 各課程の収容定員数は、前表に記載の人数の内数とする。

(クラス編成)

第10条 Japanese for Busy People クラスの収容人数は、同時期に同一の就労日本語教育課程を受講する学習者を6名以下ごとに分けて編成する。

2 外交官プログラムは、依頼元機関からの要望に適切に対応するために、1対1のクラス編成をする。

#### 第4章 学習者の評価、コース修了の認定

(学習の評価)

第11条 就労日本語教育課程における学習の評価は、各コースの目的・目標等に沿って、中間時や修了時のルーブリック評価を用いた自己評価及び教師評価により行う。一部のコースでは最終日の筆記及び口頭試験結果による評価を行う。

2 前項の評価は、学習者の到達度を一般的な言語能力だけでなく、言語を用いたコミュニケーション力及び行動達成能力、方略といった要素を総合的に見ながら行う。

3 上記の評価を行うに際しては、一貫性のある評価結果となるよに、その方法・内容・基準を教員間で確実に共有する。

(修了の認定)

第12条 就労日本語教育課程を修了した者（「日本語教育の参照枠」のレベル判定でA1～B1までを修了し、当協会の評価基準に沿って成果を上げた者には、修了証明書を発行する。

2 但し、学習者の開始時の日本語力や目標に対応し、就労日本語教育課程の一部を受講して修了し、当協会の評価基準に沿って成果を上げた者には、特別の教育課程の修了証明書を発行する。

3 学習者には開講時に、第11条に定める評価基準を定め、修了要件について具体的かつ分かりやすい形で共有する。

## 第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第13条 本機関に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主任教員
- (4) 本務等教員 4名以上
- (5) 教員（本務等教員を除く）30名以上
- (6) 事務統括責任者
- (7) 事務職員 6名以上

(校長及び副校長)

第14条 校長は、本機関の業務を執行し、所属する教員及び職員を監督する。

2 副校長は、校長を補佐し本機関の業務を執行するとともに、校長に事故があるとき、又は、校長が欠けたときは、校長の業務執行に係る職務を代行する。

(主任教員及び本務等教員)

第15条 就労日本語教育課程のプログラム編成及び他の教員の指導に専任する者として、主任教員を置く。

第16条 就労日本語教育課程の企画・運営及び他の教員の管理を行う者として、本務等教員を置く。

(教員会議)

第17条 職務の円滑な執行に資するため、主任教員及び本務等教員によって構成される教員会議を置く。

2 教員会議は日本語授業部が主宰する。

3 各課程を担当する教員間でプログラムを円滑に進めるために、必要に応じて、プログラム会議を置く。

## 第6章 在籍等

(在籍)

第18条 本機関に在籍する者は、日本国内で就労する外国人等で、日本語授業部による学習目的、目標、受講条件等の調査を経て、設置代表者が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第19条 在籍の開始時期は、受講する就労日本語教育課程ごとに定める。

(受講申請)

第20条 受講を希望する者は、本機関所定の受講申請書を提出する。

2 関係政府機関と学習者の受講について、協会との間で契約書を締結する。

(中途終了)

第 21 条 就労日本語教育課程を修了せず、学習者個人の都合により途中で受講を終了しようとする者は、その事由を記して協会に届け出る。

(受講料等)

第 22 条 就労日本語教育課程を受講する者は、登録料及び受講料として、それぞれ以下の表に掲げる学費を納入する。

Japanese for Busy People クラス	登録料 (税込)	受講料 (税込)
Japanese for Busy People 1	11,000 円	198,000 円
Japanese for Busy People 2		396,000 円
Japanese for Busy People 3		396,000 円
Biz Tasks in Japanese 1		297,000 円
Biz Tasks in Japanese 2		198,000 円
外交官プログラム	登録料	受講料
*外交官プログラムについては、依頼元の関係政府機関との契約に基づく。		

(受講料の返還)

第 23 条 常設プログラムについては、やむを得ない理由で中途解約の場合は、上記納入額より以下を差し引いた金額を返還する。①登録料 ②参加期間中に購入した教材費 ③参加期間中に実施した授業時間数の授業料 ④中途解約手数料 ⑤振込で変換の場合は金融機関手数料

2 但し、参加期間中の欠席時間数分の授業料については返還しない。

(緊急時の対応)

第 24 条 災害等により通常の授業の継続が困難になった場合、学習者からの要望があれば、認定日本語教育機関認定基準第 25 条第 2 項の定める範囲で、オンラインによる授業に対応する。

2 前項の場合、学習者からの要望があれば、在籍クラスや状況に応じ、転学支援について連携が取れる都内あるいは地方の日本語教育機関に受け入れを要請し、必要な手続きを取る。また、学習者の希望に応じて、協会の所在する区の行政相談窓口並びに関連団体を紹介する。

## 第 7 章 賞罰

(賞罰)

第 24 条 賞罰はこれを設けない。